

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

2 産業経済部

(7) 観光交流課（開府 400 年推進室含む）

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>補助金等交付事務について</p> <p>地域間交流事業の「駅鈴協定」宿泊補助金について、実績報告書が適正に提出されていない事例があった。</p> <p>実績報告書は、交付事業の成果が交付決定の内容に適合しているかを調査確認するものであるから「駅鈴協定」宿泊補助金交付要綱第9条に基づき、適正に提出させなければならない。補助金の実績報告書の提出について指導されたい。</p>	<p>実績報告書の添付書類について、収支決算書が未提出であったが、補助対象となる宿泊者数及び金額が確認できる書類が添付しており、補助金額の算定に問題がなかったため、収支決算書が未添付のまま補助金の確定を行った。</p>
	その後の措置状況
	<p>本事業については、要綱が既に廃止されているが、令和3年度より補助対象者及び補助対象事業を拡充し同種の補助金交付要綱を制定していることから、指摘のあった事業実施者に対しては添付書類の不備について指導を行った。</p> <p>今後、浜田市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>